

利用調整に係る入所判定指数について(令和6年4月1日入所分から適用)

利用調整とは、世帯の状況に応じて提出された書類より算出した入所判定指数に基づき、入所の可否を決定することです。そのため、申込みを早く行った順や入所希望日順ではなく、申込者の状況や希望園の保育の提供体制等に応じて、入所判定指数の高い人から、順次入所を決定していきます。

利用調整に係る基本指数(父・母それぞれに付与する指数)(1人最高50点)

事由	詳細	基本指数	
1 就労	月160時間以上(1日8時間×週5日勤務程度以上)	50	
	月140時間以上160時間未満(1日7時間×週5日程度以上)	45	
	月120時間以上140時間未満(1日6時間×週5日程度以上)	40	
	月100時間以上120時間未満(1日5時間×週5日程度以上)	35	
	月80時間以上100時間未満(1日4時間×週5日程度以上)	30	
	月64時間以上80時間未満(1日4時間×週4日程度以上)	25	
	任意で就労時間や勤務を設定する場合 (内職等が該当)	20を超えない範囲内で就労の内容及び状況に応じ別に定める。	
2 妊娠又は出産	産前産後の申込み	45	
3 疾病又は障がい	入院(おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。)	50	
	入院以外の重篤な疾病(家庭で寝たきりの場合)	50	
	一般療養(上記以外の場合)	30	
	身体障害者手帳(1級又は2級)の所持	50	
	精神障害者保健福祉手帳(1級)又は療育手帳(A)の所持	50	
	身体障害者手帳(3級又は4級)、精神障害者保健福祉手帳(2級又は3級)又は療育手帳(B)の所持	35	
	上記以外	20	
4 介護又は看護	入院をしている同居の親族の介護又は看護をする場合	月160時間以上	45
		月120時間以上160時間未満	35
		上記以外	20
	同居の親族の介護又は看護をする場合	月160時間以上	50
		月120時間以上160時間未満	40
		上記以外	25
5 災害復旧	災害により損傷した家屋等の復旧に当たっている場合	50	
6 求職活動	求職活動を行っている場合	10	
7 就学等	月120時間以上公的機関による職業訓練を受けている場合	35	
	月64時間以上120時間未満公的機関による職業訓練を受けている場合	30	
	月120時間以上教育施設に在学し、又は公的機関以外の事業者による職業訓練を受けている場合	30	
	月64時間以上120時間未満教育施設に在学し、又は公的機関以外の事業者による職業訓練を受けている場合	25	
	上記以外	10	
8 複数の事由に該当する場合	教育・保育認定保護者が、複数の異なる事由(事由1、3、4又は7)に該当する場合	50を超えない範囲内で内容及び状況に応じ別に定める。	

利用調整において配慮すべき事項に係る調整指数（基本指数に加点又は減点する指数）

区分	配慮すべき事項	調整指数
世帯に付与 する指数	ひとり親世帯	100
	生活保護世帯	5
	妊娠に伴い、産前期間の前日から、育児休業を開始する前日までに保育所を退所し、育児休業の復帰に合わせて利用申込み等をする世帯	3
	生計中心者（教育・保育認定保護者に限る。）の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	5
	保護者以外の同居の親族（15歳以上65歳未満の者に限る。）のいずれかがP17の事由1～8（事由6を除く）のいずれにも該当しない場合	-40
	小学校就学前のきょうだいのいずれかが教育・保育施設等の利用者でない場合（当該きょうだい介護又は看護の対象である場合を除く。）	-40
	保護者の両方が身体障害者手帳（1級から4級）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している場合 ただし、保護者それぞれの事由による基本指数（P17の指数）は、付与しない。	100
該当がある 保護者に付 与する指数	身体障害者手帳（1級から4級）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所有している保護者が、月64時間以上就労している場合	3
	入所希望日の前後3か月以内に出産（予定）の場合で、育児休業を取得予定のとき	-10
該当がある 子どもに付 与する指数	育児休業を取得している者が職場に復帰する予定である場合（復帰加点）	5
	上記復帰加点での入所が決定していたが前年度もしくは当該年度辞退していた場合	-5
	春日市保育所等利用調整結果（待機）通知書を受けた子どもが教育・保育施設等の利用者の場合（入所希望日または在園等証明書の提出日のいずれか遅い方の翌々月以降の利用調整から反映）	5
	保育所入所を辞退した場合	当該年度の辞退1回につき -10
	転園（P7参照）を希望する場合（転園を希望する子どもは、3月末で現在の園を退所となり、再度の調整になる。） ただし、転園を希望する子ども以外のきょうだい児が異なる園を利用している場合で、当該転園が当該きょうだい児と同一の園に変更するものであるときは、減点をしないものとする。	-12
多胎児が申込みの場合（双子等加点）	1	

利用調整における入所判定指数が、同点に並んだ場合の優先順位

- (1) ひとり親世帯
- (2) きょうだいが入園している
- (3) きょうだい同時申込みをしている
- (4) 多子世帯（利用申込者の世帯に属する子どもが3人以上）
- (5) 希望園の順位が上位
- (6) より多くの園を希望している
- (7) より早く受付している（一斉の申込期間に関しては、同じ日付で統一）
- (8) 市民税の所得割額がより低額
- (9) その他市長が必要と認める基準